

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 4（情）第19号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書について、企画提案書の担当者の氏名及び役職並びに企画提案の審査結果集計表の各審査員の評価点及び合計点数を広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 10 条第 3 号により不開示とした決定を取り消し、改めて開示可否を決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、令和 4 年 9 月 16 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇の管理システムについて契約の経緯が分かる行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、別表のとおり本件請求に係る行政文書を特定し、条例第 10 条第 2 号及び第 3 号の不開示情報に該当する情報が記載されていることを理由に行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 10 月 21 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 1 月 16 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消し全部開示を行う」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) ○○の管理システム構築事業は総額○円にもおよぶ多額の事業費を投じて、県民に学習や交流の場を設けて県民による活用を促進する役割も担っているにもかかわらず、そのシステム内容のほぼ全てを条例第 10 条第 3 号に基づき不開示としている。条例第 10 条第 3 号の適用には、個別具体的な理由の説明が必要とされているが、何らの説明もない違法な決定である。そもそも業務委託契約書に付属する業務委託契約約款第 11 条(1)において成果物の内容を広島県が公表することを許諾している。
- (2) 多額の補助金が交付されているにもかかわらず、システム内容が一切不明では、適切に事業費が使われたのかどうか県民に理解できない。公的資金である以上、使途については県民に公開すべきであるし、条例第 10 条第 3 号に基づくものであれば個別的説明を行い、その理由の蓋然性が相当程度のあるものであることを説明しなければならないが、それがないことから違法な決定である。
- (3) 実施機関は条例第 10 条第 3 号を適用し、本開示請求に係る文書を不開示としている。しかしながら、条例は原則公文書は公開されるものとし、とりわけ公序良俗や社会規範の保持から判断して公開に適さないものを不開示処分とすることを認めている。

本件については、不開示の理由において、企業秘密を公開することで競争力を失わせるとされているが、弁明書において具体性がなく、開示することによる不利益の蓋然性の説明もない。
- (4) 審査請求人は○○サイトを利用してイベントに参加しようとしたが、当該サイトのシステムの不具合により参加できなかった。また、これらについて広島県に連絡したが、改善されることはなかった。広島県は、成果物はウェブサイトそのものであるから、システム設計図やシステム機能図などの詳細は成果物に含まれないとしているが、一般的にシステム成果物は設計書・運用マニュアルなどと一体化したものであるものとして納品されるものであ

る。業務委託契約書にも成果物は公開されるものとして明確に記述があり、成果物のうち成果物に含まれないものはプログラム・ソースコードのみとされている。今回のようにシステム障害発生時においても、それら成果物をきちんと公開して、ウェブサイトが設計仕様どおりかどうかを納税者である県民が理解できるようにすることは必要不可欠である。よって広島県の業務委託契約約款にも明確な記述があるのである。しかるに機能設計を明確にせず、障害対応設計もせず、それらを秘匿することは、広島県民の利益を毀損することにもつながる契約約款違反である。

- (5) ○○サイトの設計見積りによれば、技術者の単価が○万円となっているが、審査請求人は○○であるが、このような高単価の技術者は広島には存在しない。このように高単価のソフトウェア開発がどのような方法で行われたかを広島県民は納税者として知る権利がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 広島県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とした条例の趣旨に従い、行政文書の開示等を実施している。
- 2 条例第11条に規定されているとおり、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書を開示することが義務付けられている。
- 3 本件請求に係る行政文書には、不開示情報である個人情報又は事業活動情報が記録されているが、これらの不開示情報はそれ以外の情報と分離することが可能であったため、これらについて部分開示決定処分を行ったものである。

なお、審査請求人が審査請求書において述べている不服の内容は、「システム内容」を不開示としている点についてであることから、対象文書及び不開

示部分を次のとおり特定し、以下この点に絞って説明する。

対象文書の件名	不開示部分
○年度○○サイト構築業務に係る企画提案の審査結果について	企画提案書の全て
○年度○○サイト構築業務委託契約の締結について	企画提案書の全て
業務委託契約書（○年度○○サイト構築業務）	企画提案書の全て

- 4 対象文書において不開示とした情報は、提案企業の持つ経験、専門知識、企画・調整能力及び技術力を基に、業務実施のために必要となる方針や手法等を、企業が独自に論点を整理し、文章表現、図表、フォント、色彩などを駆使して作成されたものである。

特に、対象文書に記載された営業活動に関する情報は、開示された場合、競業者が提案者の提示した業務内容、人員体制等を把握し、契約金額等と照合して分析することで、今後の類似業務の入札等において価格面や内容面で提案者より有利な地位に立つことができ、その結果、提案者は、今後の類似業務の入札等において不利な条件の下で競争や価格交渉等を強いられる可能性がある。

これらから、対象文書において不開示とした情報は「公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位、営業の自由、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であることが明らかであり、不開示情報に該当するものである。

なお、請求人は、業務委託契約約款第11条（1）において、受注者は広島県に対し成果物の内容を公表することを許諾していることから、不開示としているのは違法であると主張しているが、本契約における成果物は、本業務により構築し、既に公開しているウェブサイトそのものであり、業務実施のために必要な方針や手法等が記した提案書はこれに該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、広島県ホームページ上のウェブサイトである○○の管理システムについて、契約の経緯が分かる行政文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対して、別表の「行政文書の件名」欄における行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、別表の「開示しない部分」欄の情報が条例第10条第2号及び第3号の不開示情報に該当するとして本件処分を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象文書中の不開示部分の更なる開示を求めている。

よって、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 公募型プロポーザル選定委員のうち、外部評価者の氏名の条例第10条第2号の不開示情報該当性について

本件対象文書のプロポーザル選定委員の就任に係る起案文書に記載された公募型プロポーザル選定委員のうち、法人〇〇の常務理事の氏名が、外部評価者の氏名として条例第10条第2号（個人情報）に該当するものとして不開示とされている。

当該委員の氏名が個人情報であることは明らかであるが、同号ただし書きにおいて、「法令又は条例等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、不開示とする個人情報から除くものとされている。

当審査会において確認したところ、当該法人のホームページでは「理事会役員名簿」が公開されており、現時点では〇〇年当時の「理事会役員名簿」を確認することはできないが、当時のホームページでも当該名簿が公開されていたとのことであった。

しかしながら、当該名簿には常任理事〇名の氏名が記載されており、〇〇では、プロポーザル選定委員を務める個人まで特定することができるものではなかった。このため、当該外部評価者の氏名を条例第10条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(2) 企画提案の審査結果集計表の各審査員の評価点及び合計点数の条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該

事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定しており、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

当審査会において見分したところ、本件対象文書の審査結果集計表には、審査項目及び審査基準について、プロポーザル選定委員それぞれの評価点が記載されていた。

当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関からは本件審査結果集計表や各審査表に記載された評価点及び合計点数を開示することにより、個々の審査員の立場や審査基準ごとの評価点から企画提案を行った企業の強みや弱みを分析することが可能であり、当該企業が今後の類似業務の入札等において不利な条件の下で競争や価格交渉等を強いられる可能性があるとの説明があった。

しかしながら、審査結果集計表や各審査表に記載された評価点及び合計点数は企画提案書に対しての評価であり、提案企業自体に対する評価ではないから、提案企業自体の強みや弱みまで分析することが可能であるとまではいえない。よって、提案企業が今後の類似業務の入札等において不利な条件の下で競争や価格交渉等を強いられる可能性があるとはまではいえない。

また、条例第10条第3号において不開示とすべきとされている情報は、公にすることで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、生産技術や販売、営業等に関する情報で、開示することにより、法人等の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあるもの、経営方針や経理、人事等に関する情報で、開示することにより、法人等の事業運営に不利益を与えるおそれがあるもの、その他開示することにより法人等の社会的信用や社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるものが該当すると解釈されるべきである。

これらのことからすると、審査結果集計表や各審査表に記載された評価

点及び合計点数から把握することが可能なのは企画提案書に対する評価のみであるから、当該情報が、提案企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとまではいえない。

したがって、当該審査結果集計表や各審査表に記載された評価点及び合計点数を、条例第 10 条第 3 号（事業活動情報）に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当ではない。

(3) 企画提案書に記載された提案企業担当者の役職、氏名の条例第 10 条第 3 号該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象文書の企画提案書には、提案企業の担当者連絡先が記載されており、当該連絡先のうち、役職、氏名及びメールアドレスが条例第 10 条第 3 号に該当するものとして不開示とされている。

しかしながら、上記(2)の同号の解釈のとおり、当該情報が公にされることにより、提案企業が今後の類似業務の入札等において不利な条件の下で競争や価格交渉等を強いられる可能性があるとはまではいえない。

したがって、当該企画提案書に記載された提案企業担当者の役職及び氏名を、条例第 10 条第 3 号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当ではない。

(4) 企画提案書の条例第 10 条第 3 号の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象文書の企画提案書は、本件プロポーザルにおける評価テーマに対するウェブサイトのコンセプトについての提案書であり、提案内容を具体化した文章やイメージ図等で構成されていた。これらのウェブサイトのイメージ図や、システム構築の内容は、同業者にとっては、他のプロポーザル提案においてもヒントとなり得るものであり、模倣によって提案企業のノウハウが流出することが考えられる。

また、当該企画提案書は、提案企業の蓄積した経験、専門知識及び技術力に基づき、業務実施のために必要となる方針や手法等について独自の創意工夫によって作成された情報の集積であり、提案内容や表現方法を含め全体として提案企業のノウハウを含んだ知的財産に当たるものであることから、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情

報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

なお、当該提案企業と広島県との契約に係る業務委託契約約款において、契約の受注者である提案企業は広島県に対し成果物の内容を公表することを許諾しており、この点について、審査請求人は、本件対象文書は成果物に該当するため、開示すべきであると主張している。

しかしながら、「成果物」とは、ソフトウェア開発やシステム開発において、プロジェクトの全体又は一部の工程が完了したときに成果として完成した納品物、プログラム、仕様書・設計書などの文書類のことであり、本件対象文書の企画提案書は、契約前の提案段階において提出されたものであるため、成果物に該当するとは認められない。

したがって、当該企画提案書を、条例第 10 条第 3 号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件で不開示とされた審査結果集計表や各審査表に記載された評価点及び合計点数については、仮に評価点を開示するとなると、今後行われる同様の公募事務の際に、評価を担当する委員が、評価点が開示されることによる外部からの圧力や干渉等の影響を考慮することにより、適正な評価の遂行に支障を及ぼすおそれがないとまでは言えない。このため、当該部分は、条例第 10 条第 6 号（行政執行情報）に該当する可能性が考えられる。

また、本件不開示部分である提案企業担当者の氏名については、条例第 10

条第2号に該当する可能性が考えられ、その役職についても、当審査会で確認したところ個人識別性があるため、同号に該当する可能性が考えられる。

これらを踏まえて、実施機関においては、改めて開示可否を決定するに当たり、適切かつ慎重な対応をすべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

行政文書の件名	不開示部分	不開示理由
公募型プロポーザル選定委員の就任及び評価基準に係る審査について	・ 外部評価者の氏名	個人情報 (条例第 10 条第 2 号)
○年度○○サイト構築業務に係る企画提案の審査結果について	・ 各審査員の評価点及び合計点数 ・ 企画提案申込書の法人代表者印の印影 ・ 担当者の役職、氏名、メールアドレス ・ 企画提案書	事業活動情報 (条例第 10 条第 3 号)
○年度○○サイト構築業務委託契約の締結について	・ 企画提案書 ・ 見積内容 ・ 法人代表者印の印影	事業活動情報 (条例第 10 条第 3 号)
業務委託契約書 (○年度○○サイト構築業務)	・ 企画提案書 ・ 法人代表者印の印影	事業活動情報 (条例第 10 条第 3 号)

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 3 月 14 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 3 月 25 日 (令和 5 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 4 月 24 日 (令和 6 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 5 月 29 日 (令和 6 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 7 月 30 日 (令和 6 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授